

豊明市議会議員政治倫理条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、豊明市議会基本条例（平成31年条例第5号）第5条第2項の規定に基づき、豊明市議会議員（以下「議員」という。）が高い政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むにあたって必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の負託に応えることを目的とする。

【解説】

この条例は、豊明市議会基本条例第5条第2項の規定を受け、政治倫理条例制定の目的を規定しています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者としての責任を自覚し、議員としての資質及び政治倫理の向上に努めるとともに、この条例を遵守しなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら誠実に対処し、疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

【解説】

議員は、選挙で選ばれた市民の代表者であることを自覚し、議員としての資質及び政治倫理の向上に努めるとともに、政治倫理条例を遵守しなければならないことを定めています。また、政治倫理に反する疑惑が生じたときは、自らその疑惑を解消するとともに、その責任を明らかにするよう努める責務があることを定めています。

(誓約書の提出)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書（様式第1号）を議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

【解説】

この条例を遵守するために、誓約書（様式第1号）を議長に提出することを義務づけています。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、法令に定めるほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 品位及び名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- （2） 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品等の授受等をしないこと。
- （3） 市民全体の奉仕者として信頼される行動をし、市民の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
- （4） 市から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員及びそれに準ずるものの地位に就かないこと。
- （5） 売名行為など事前運動と類推されるような行動等を行わないこと。
- （6） 市の職員（パートタイム会計年度任用職員を含む。以下同じ。）の公平な職務を妨げるような言動又は強要をしないこと。
- （7） 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- （8） 市が資本金その他これに準ずるものに出資し、又は拠出している法人、若しくは市の指定管理者が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約、物品納入契約等に関し、特定業者の便宜を図る行為をしないこと。
- （9） 市内に生活の本拠を構え、居住実態を有すること。

【解説】

法令に定めるほか、遵守しなければならない政治倫理基準について具体的に定めています。

- (1) 市民から信託を受けた者として、その品位や名誉を損なう行為をしないこと。品位や名誉を損なう行為とは、一般的な社会常識に著しく反する行為、差別的な扱い、又は言動、虐待、セクハラ、パワハラ等、人権侵害の恐れのある行為、更には、虚偽の発言又は情報発信により他人の名誉を棄損する行為を含みます。また、議員の職務に関し、不正の疑惑をもたれる恐れがあるような行為をしないことを定めています。
- (2) 市民から信託を受けた者として、常に人格と倫理の向上に努めること。また、議員の地位を利用していかなる金品等も受け取ったり贈ったりしないことを定めています。
- (3) 議員は市民全体の奉仕者として信頼される行動をし、市民の名誉を傷つける行為をしないことを定めています。
- (4)
 - ① 議員は、補助金の予算に係る議会の議決に関与することから、市から補助等を受けている団体などの役員には就任しないことを定めています。
 - ② 補助金等には、市が交付する補助金、助成金、交付金も含まれます。
 - ③ 団体等には、市から補助等を受けている団体は勿論ですが、その他、市が主催・共催するイベントなどの実行委員会なども含まれます。
 - ④ 役員及びそれに準ずるものの地位とは、代表者は勿論、理事・幹事・顧問などの名称に関わらず主要な役職に就くことも含めています。ただし、区・町内会・自治会等の団体の顧問・相談役などは除きます。
- (5) 売名行為など事前運動と類推されるような行動等を行わないこととは、公職選挙法は選挙期間だけではなく、誰もが平等に立候補し、かつ公平な選挙運動ができるように定めたものであることから、合法的に名前を覚えてもらうため、各種イベントなどにおいて売名行為の事前運動と類推される恐れのある行動、言動などを行わないことを定めています。

- (6) 正当な議員活動の域を超えて、市の職員の公平な職務遂行を妨げるような言動、または強要をしてはならないことを定めています。
- (7) 議員の地位を利用して、市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、特定の職員が有利又は不利になるような働きかけをしてはならないことを定めています。
- (8) 議員の地位を利用して、市や市と密接に関係にある法人あるいは市の指定管理者が行う公共工事などの請負契約、業務委託契約、物品納入契約などに関し、特定の企業、団体又は個人に有利又は不利になるような働きかけをしてはならないことを定めています。
- (9) 公職選挙法第9条は、市議会議員の被選挙権について、満25歳以上で引き続き3か月以上市内に住所を有する者と定めています。

一方、民法第22条において、住所とは各人の生活の本拠をその者の住所とすると定めています。生活の本拠とは、そこが中心的存在であり、他に生活の中心がないことが要件と解釈とされています。また、生活の中心の基準としては、滞在時間や各種公共料金の支払い金額などと解釈されています。これらのことから、公職選挙法及び民法の主旨に鑑み、議員当選後であっても、市内に生活の本拠を構え居住実態を有していなければならないことを定めています。

(兼業に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定に基づき、議員の兼業の禁止を遵守し、市民に対し疑念を生じさせることが無いように努めなければならない。

【解説】

地方自治法第92条の2では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と兼業を禁止する旨を定めています。

(市との請負契約等に関する遵守事項)

第6条 議員、その配偶者若しくは同居の親族が経営する法人又はこれらの者が事実上支配力を持つと思われる法人は、前条に規定する趣旨を尊重し、市との請負契約等の自粛に努めなければならない。ただし、災害等特別な事情があると認められるときはこの限りでない。

【解説】

議員は、議員の配偶者若しくは同居の親族が経営する法人又はこれらの者が事実上支配力を持つと思われる法人と市との間で締結する工事請負契約、指定管理契約、業務委託契約、物品の購入契約、賃貸借契約については自粛に努めなければならないことを定めています。

地方自治法第92条の2の趣旨とは、「議員は議会の審議、議決を通じて当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つため、議員個人として直接的利害を持つことを禁止し、市民から不信や疑惑を招くことを排除し、議会の公平運営を確保すること」としています。

(審査の請求)

第7条 市民及び議員の代表者は、議員が第4条から前条までに違反する疑いがある場合、議長に対し、次の区分に応じた書類に政治倫理基準等に違反する疑いがあることを証し、審査を請求することができる。

(1) 市民が審査を請求する場合 公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有する者の100人以上の連署

(2) 議員が審査を請求する場合 議員3人以上の連署

2 議長は、前項の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)がなされたときは、当該審査請求の内容を審査する。

3 議長は、第1項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、当該審査請求を却下し、その旨を審査請求代表者に通知するものとする。

【解説】

政治倫理基準などに違反する行為の疑いがあった場合の、市民と議員の政治倫理審査会の審査請求の要件を定めています。政治倫理基準などに違反する疑いがあることを証し、恣意的なものは認められません。なお、書類などとしてビデオや録音テープなども認められます。市民からの審査請求においては、公職選挙法第22条の規定により選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されているかを選挙管理委員会に確認することを定めています。議長は審査請求があったときは、当該審査請求が審査請求の要件（市民にあっては有権者の100人以上、議員にあっては議員3人以上）に合致しているかを審査し、要件を満たしていないと認めたときは却下できることを定めています。

（審査会の設置等）

- 第8条 議長は、前条の審査請求の要件を満たしていると認め、これを受理したときは、豊明市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、被請求議員及び議長を除く全議員とする。
 - 3 審査会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置き、委員長が招集する。
 - 4 委員の任期は、議長に対する当該事案の審査結果の報告が終了したときまでとする。
 - 5 委員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

議長は、前条（第7条）の規定により審査請求の要件を満たしていると認めた場合、審査会の設置を行うことを規定しています。審査会の委員は審査の対象となった議員を除いた全議員とし、委員長及び副委員長1人を委員の中から互選で決め、審査会は委員長が招集することを定めています。審査会の任期は議長への審査結果までと定めています。委員は非公開とされた審査会の審議内容及び資料等を任期中はもちろん、その任期を終えた後も、委員以外の者に漏らしてはならないことを定めています。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、被請求議員、その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

5 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、第三者のプライバシー保護等のため出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

6 審査会は、第2項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、第4条から第6条までに違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があると認定した場合は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって議長に勧告することができる。

7 前項による措置は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 議長による口頭注意
- (2) 文書による嚴重注意
- (3) 一定期間の議会出席の自粛勧告
- (4) 議会における役職の辞任勧告
- (5) 議員辞職勧告

8 審査会は、前項の議決に当たっては、第4項の規定にかかわらず出席委員の3分の2以上多数によりこれを決定しなければならない。

9 議長は、第6項の規定による審査会の審査結果及び前項の規定による議会の議決結果は、尊重しなければならない。

10 議長は、第7項第5号に該当する場合は、議会運営委員会に諮り、議会において、4分の3以上により議決する。

11 議長は、審査請求代表者及び被請求議員に対し、審査又は議決の結果を文書で通知する。

12 議長は、審査結果の概要について公表し、政治倫理基準違反がないと確認した場合は、対象議員の名誉回復に必要な措置を講じて議決しなければならない。

【解説】

審査会の審査方法について定めています。審査会は原則公開ですが、事件の審議内容によっては第三者のプライバシー保護などのため審査会出席議員の3分の2以上の合意で非公開とすることができることを定めています。

審査会は必要と認める措置を、その理由を付し議長へ勧告することを定めています。措置の内、第1号から第4号は審査会出席委員の3分の2以上の多数決により議決することを定めています。第5号の議員辞職勧告については、その措置の重みに鑑み議会において4分の3以上の賛成により議決することを定めています。

議長は、審査会が決定した第1号から第4号及び、議会が決定した第5号を尊重しなければならない。いずれの場合も審査請求の代表者及び被請求議員に対し、審査又は議決の結果を文書で通知するとともに、審査結果の概要について公表し、政治倫理基準違反がない場合は名誉回復に必要な措置を講じる義務があることを定めています。

(議員の協力義務)

第10条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、それに従うものとする。

2 被請求議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。

3 被請求議員は、審査結果について、議長に弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出され、被請求議員が希望する場合、議会において弁明することができる。

5 議長は、前条第12号の規定による公表を当該弁明書の全部又はその概要と併せて行うものとする。

【解説】

被請求議員は、審査会から出席を求められたら出席しなければならないことを定めています。また、審査会は、被請求議員に書面又は文書により弁明の機会を与えなければならないことを定めています。さらに、被請求議員が希望する場合は議会において、弁明することができることを定めています。議長は、被請求議員から弁明書が提出された場合、審査又は議決の結果の概要と併せ、弁明書の全部又は概要について文書で公表しなければならないことを定めています。

(改正)

第11条 議会は、この条例について社会的倫理観等の変化により、改正の必要が生じた場合は、速やかに改正する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年12月21日から施行する。

様式第 1 号（条例第 3 条関係）

年 月 日

豊明市議会議長 殿

誓 約 書

私は、豊明市議会議員政治倫理条例第 4 条、第 5 条及び第 6 条を遵守することを誓約いたします。

議員名

（注）氏名は自署する。